

保護者様

新潟県立川西高等特別支援学校長
小塚 さとみ

学校感染症による出席停止について

年 氏名

病名 出席停止 月 日より

- ・お子さんがかかった上記の病気は、学校保健安全法に示す次の基準により、他の生徒に感染する恐れのある間は登校できないことになっています。
(なお、この期間は欠席になりません。)
- ・病気が軽快しましたら、主治医の証明書をもって登校させてください。

病 名	出席停止期間の基準
・インフルエンザ -----	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
・麻疹(はしか) -----	解熱した後3日を経過するまで
・流行性耳下腺炎 ----- (おたふく)	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
・水痘(水ぼうそう) -----	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたとなって乾く)まで
・風疹(三日ばしか) -----	発疹が消失するまで
・咽頭結膜熱(プール熱) --	主要症状が消退した後2日を経過するまで
・百日咳 -----	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・溶連菌感染症 ・手足口病 ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎 ・流行性角結膜炎 ・伝染性紅斑 など	主治医の指示による
その他 ()	

登校許可証明書

氏名

上記生徒の罹患した _____ は軽快し、感染の恐れがありませんので、 _____ 月 _____ 日より登校してもさしつかえありません。

平成 年 月 日

医療機関名及び医師名



